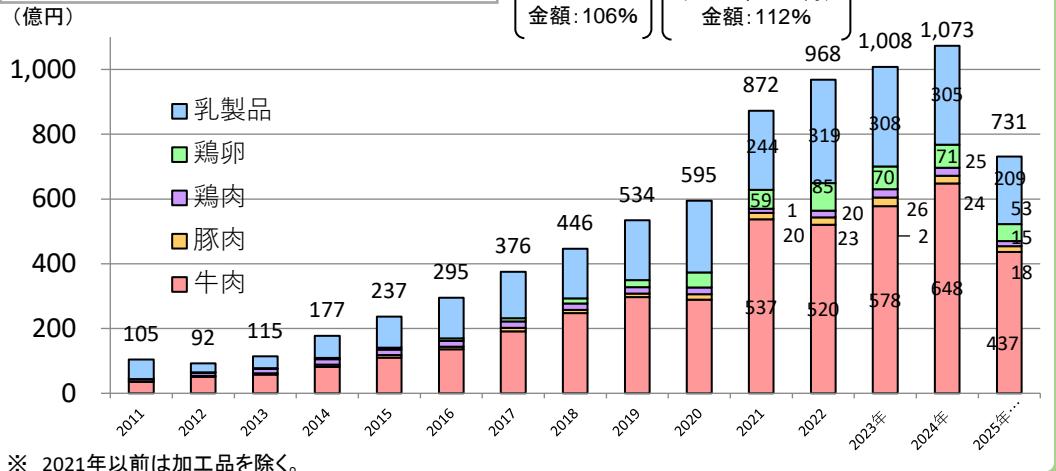


その他

# 畜産物の輸出について

- 2024年の畜産物の輸出実績は1,073億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の648億円、全体の約60%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

## 日本産畜産物の輸出実績



## 農林水産物・食品輸出本部の創設

令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となつた輸出の促進を図り、

- ・輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- ・輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

## 2030年輸出目標額

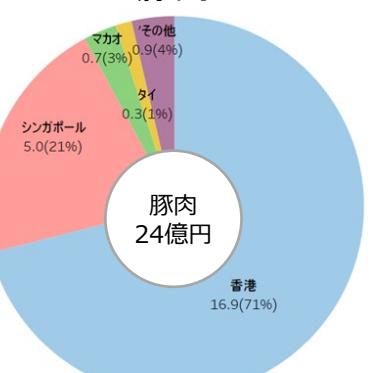
牛 肉	:	1,132億円
豚 肉	:	52億円
鶏 肉	:	44億円
鶏 卵	:	109億円
牛乳・乳製品	:	883億円

## 品目毎の国・地域別輸出実績(2024年)

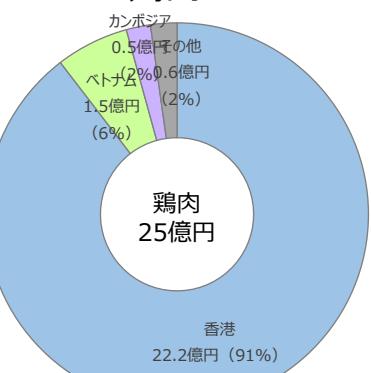
### <牛肉>



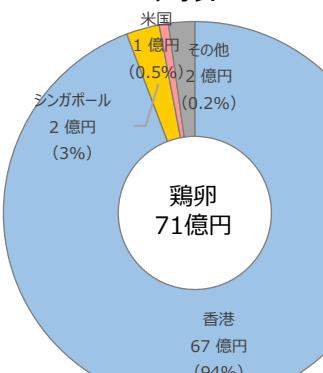
### <豚肉>



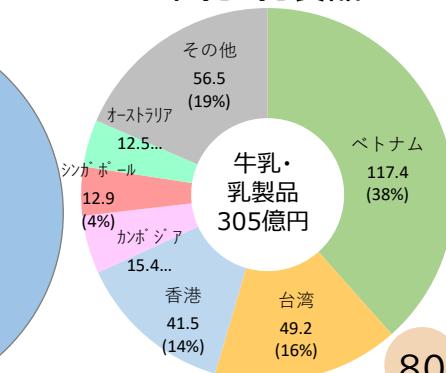
### <鶏肉>



### <鶏卵>



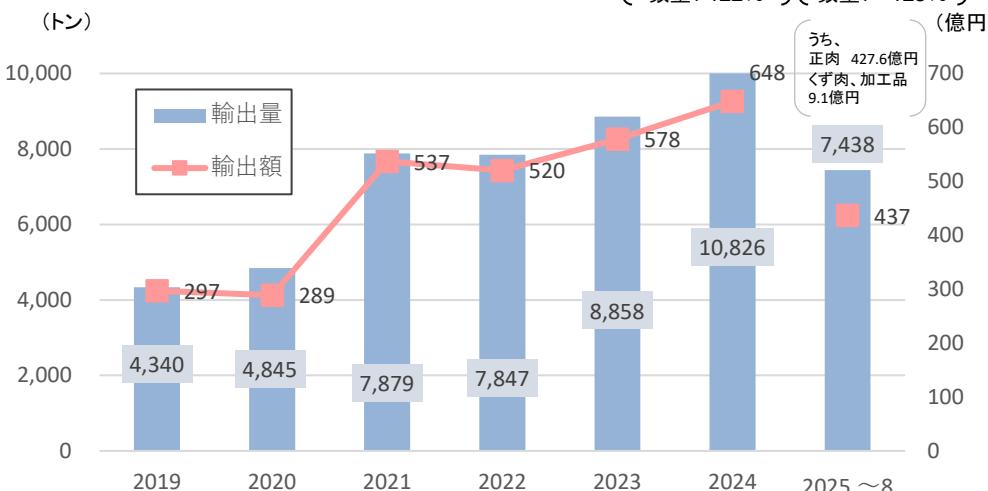
### <牛乳・乳製品>



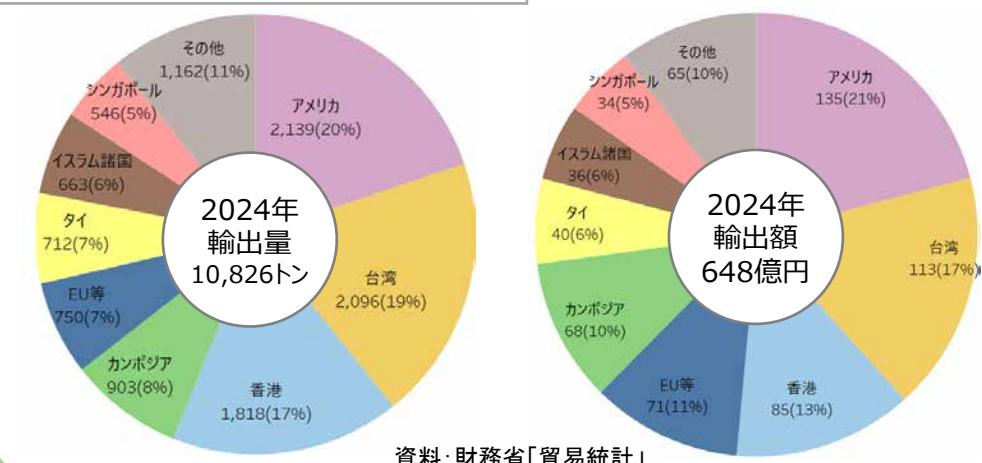
注)中国は、第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ

# 牛肉の輸出について

## 最近の輸出実績※



## 牛肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:1,132億円

### ○ 輸出可能国・地域

香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等

### ○ 輸出解禁協議中の国

中国、韓国、ブルネイ、パラグアイ、ウクライナ

### <輸出先国・地域別の施設認定状況>

(2025年9月末現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	15	30	17	21	14	85	79

## 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

### ○ 輸出先国の規制や市場ニーズに合わせた生産

### ○ 畜産農家等・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

### ○ 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化

### ○ 輸出先国の多様化・複雑化するカットオーダーに対応するための省力化機械の導入等の取組

### ○ 和牛肉の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション



# 豚肉の輸出について

## 最近の輸出実績※

(トン)

3,000

2,500

2,000

1,500

1,000

500

0

■ 輸出量 ■ 輸出額

2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025.~8

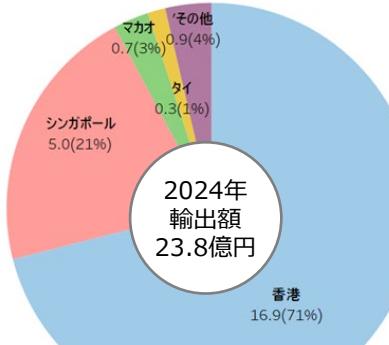
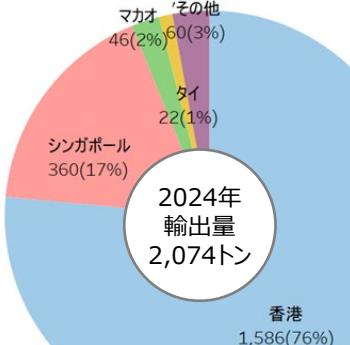
※ 正肉、豚くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

前年比  
(2024年)  
金額: 89%  
数量: 83%

前年同期比  
(2025年1~8月)  
金額: 125%  
数量: 109%

(億円)

## 豚肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 52億円

- 輸出可能国・地域  
香港、シンガポール、タイ 等
- 輸出解禁協議中の国  
EU、中国 等

## <輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況>

	香港	シンガポール	ベトナム	タイ
施設数	113	12	38	5

(2025年9月末現在)

## 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

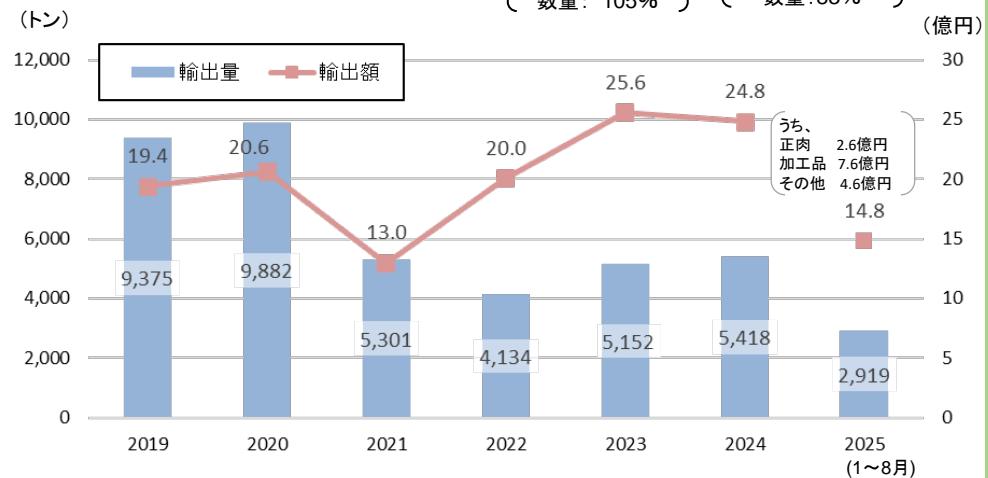
- 畜産農家等・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 日本産豚肉及び豚肉加工品の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション



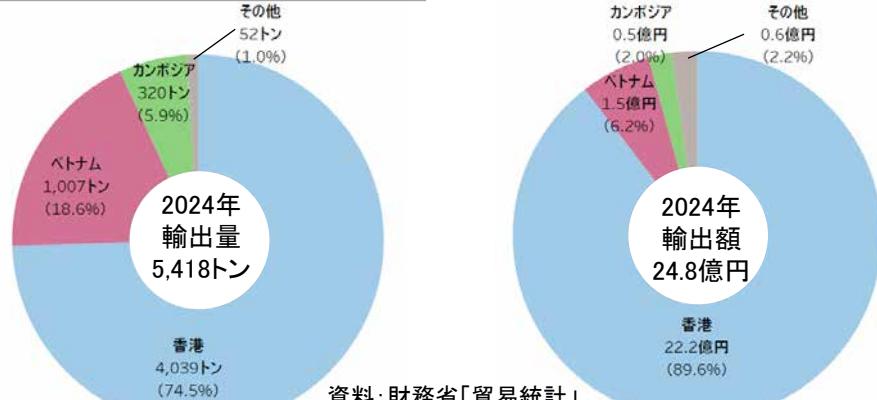
日本豚  
JAPANESE PORK

# 鶏肉の輸出について

## 最近の輸出実績※



## 鶏肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:44億円

- 輸出可能国・地域  
香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等
- 輸出解禁協議中の国・地域  
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2025年9月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	76	70	2	23

## 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 輸出先国が要求する高度な衛生水準への対応した食鳥処理施設の整備
- 日本産鶏肉の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション



国産チキン

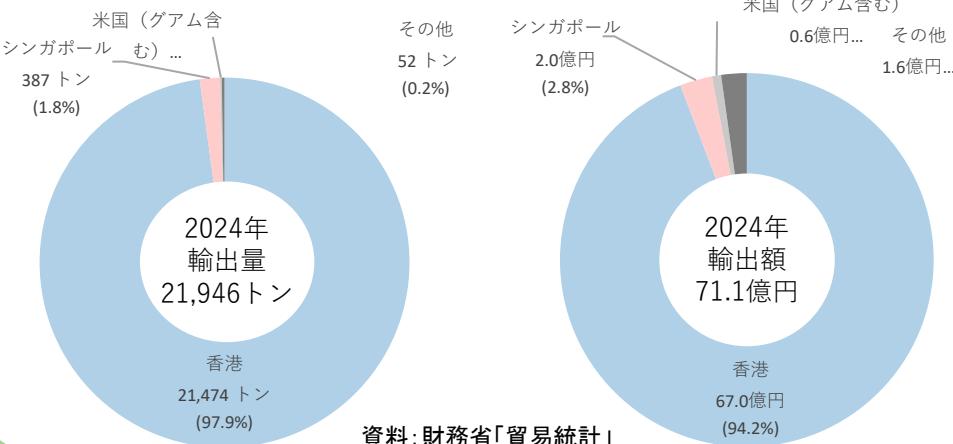
あんしんも、おいしさも。

# 鶏卵の輸出について

## 最近の輸出実績※



## 鶏卵の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:109億円

- 輸出可能国・地域  
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域  
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2025年9月末現在)

	香港 (殻付き卵)	香港 (卵製品)	シンガポール (殻付き卵)	シンガポール (卵製品)	EU (卵製品)
施設数	255	41	17	6	1

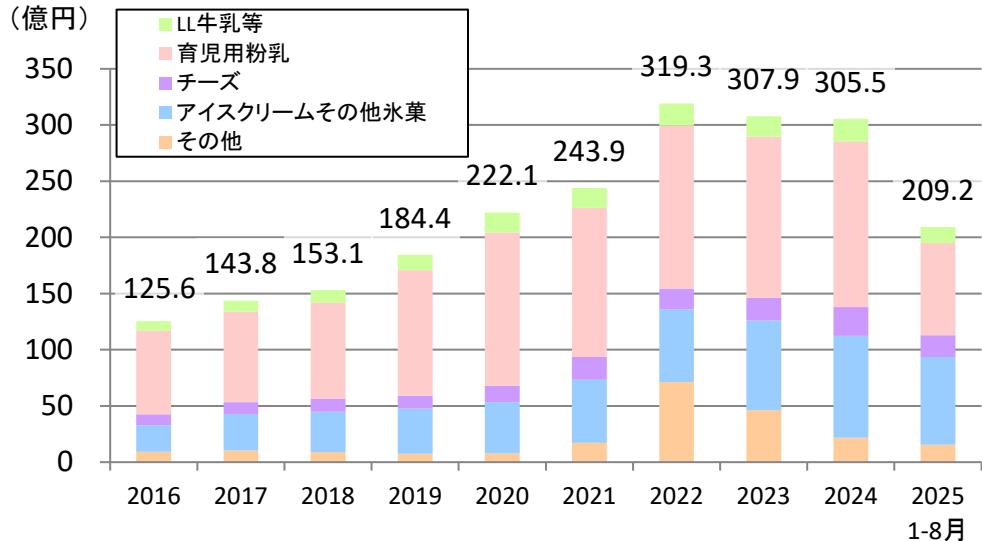
## 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 日本産鶏卵の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション



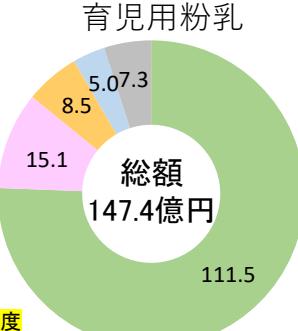
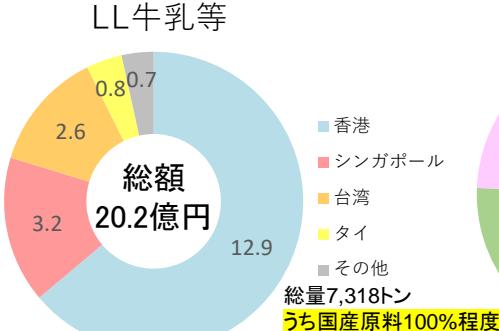
# 牛乳・乳製品の輸出について

## 日本産牛乳・乳製品の輸出実績

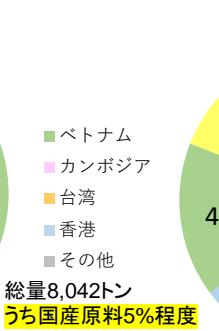


資料:財務省「貿易統計」

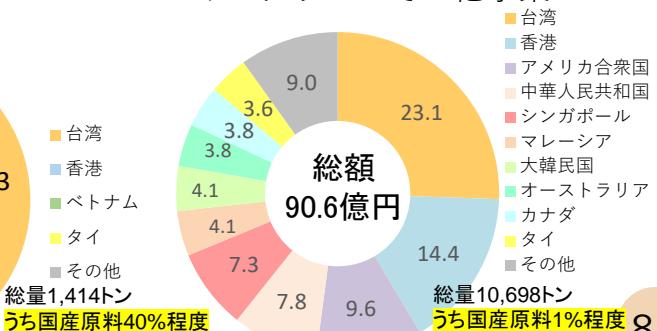
## 主要品目の国・地域別輸出実績(2024年)



資料:財務省「貿易統計」



## アイスクリームその他氷菓



2030年輸出目標:883億円

### ○ 輸出可能国・地域

ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国(チーズ、アイスクリーム等)、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等

### ○ 輸出解禁協議中の国・地域

中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))、インド、インドネシア、韓国(ヨーグルト等)

### 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- オールジャパンでの日本産牛乳・乳製品の認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

# アニマルウェルフェア(AW)の推進

- 畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応などの国際的な動向を踏まえ、令和5年7月、国際基準に沿った「アニマルウェルフェア(AW)に関する飼養管理指針」を発出し、関係者に対する周知を精力的に実施。
- 同指針の普及・定着のため、令和6年度より、生産現場における指針の取組状況に係る調査を実施。
- 令和7年度、調査結果を踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年の設定に係る検討を開始。
- 将来的に、可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、AWの考え方に対応した飼養管理の普及・推進を図る方針。

## AW推進の取組

- 令和5年度
- ・「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の発出
  - ・全国向け、ブロック別、畜種別等の説明会の開催
  - ・生産現場における指針の取組状況に関する試行調査を実施

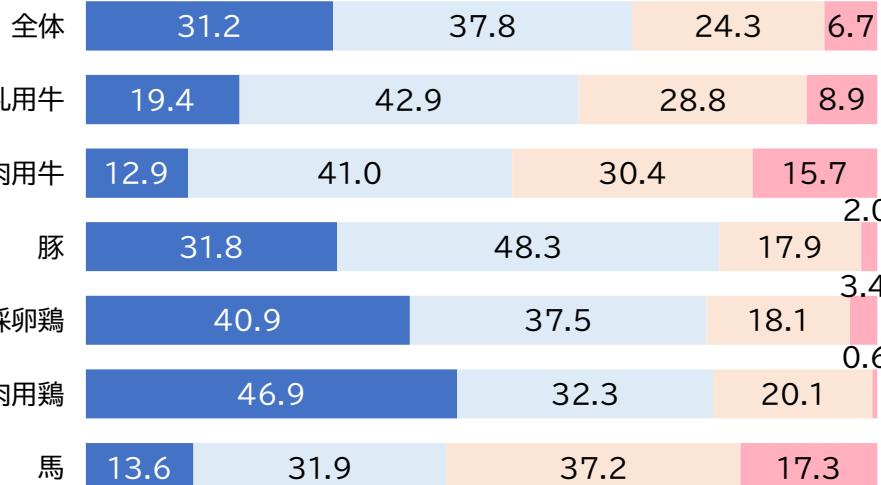
- 令和6年度
- ・試行調査の結果を公表
  - ・本格調査を実施

- 令和7年度  
以降
- ・本格調査の結果を公表
  - ・調査結果を踏まえた「実施が推奨される事項」の達成目標年の設定
  - ・定期的な調査の実施

➤ 定期的な実態把握(調査)により目標の達成状況を確認しつつ、将来的に、可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とすること等を検討

## 生産者におけるAWに関する飼養管理指針の認知度

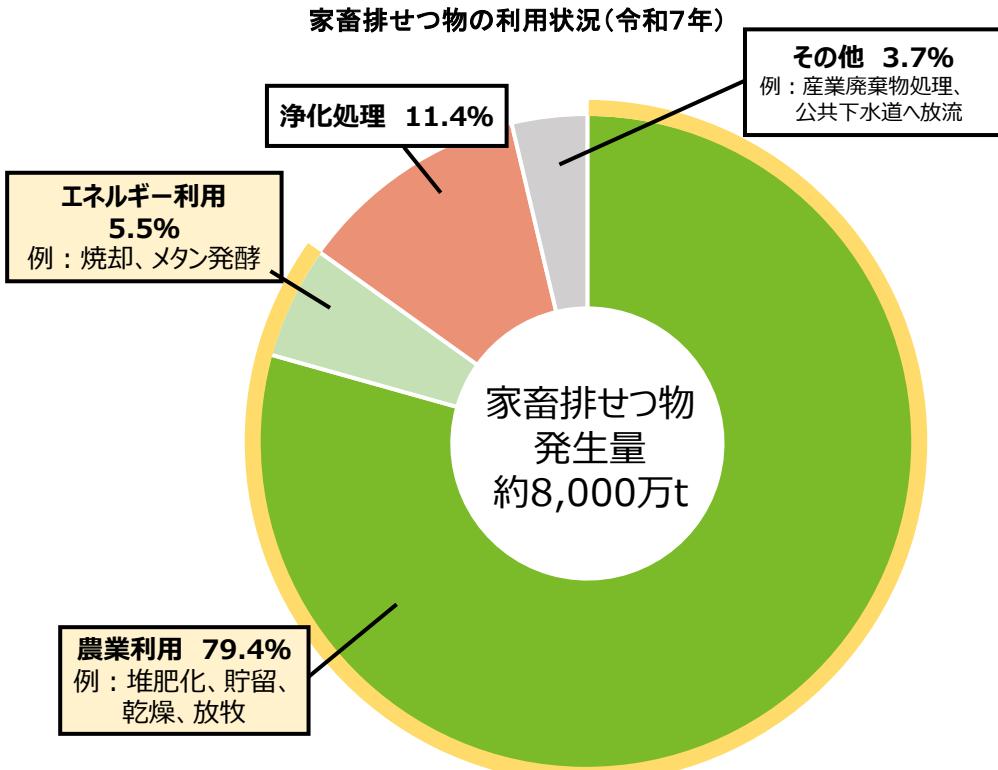
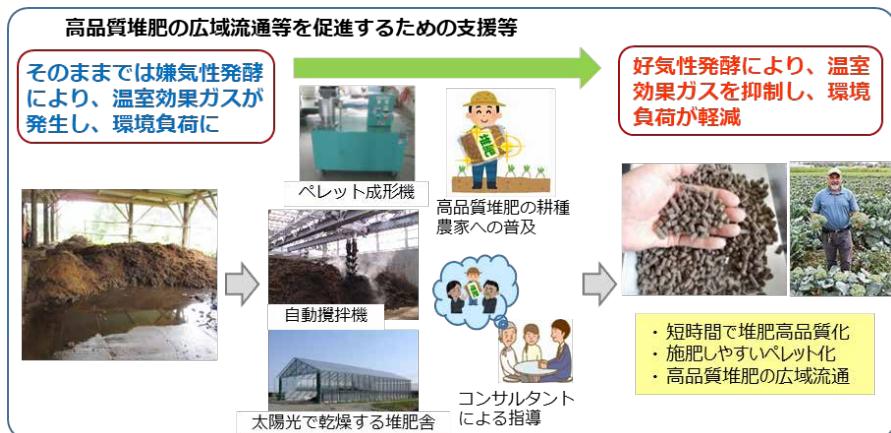
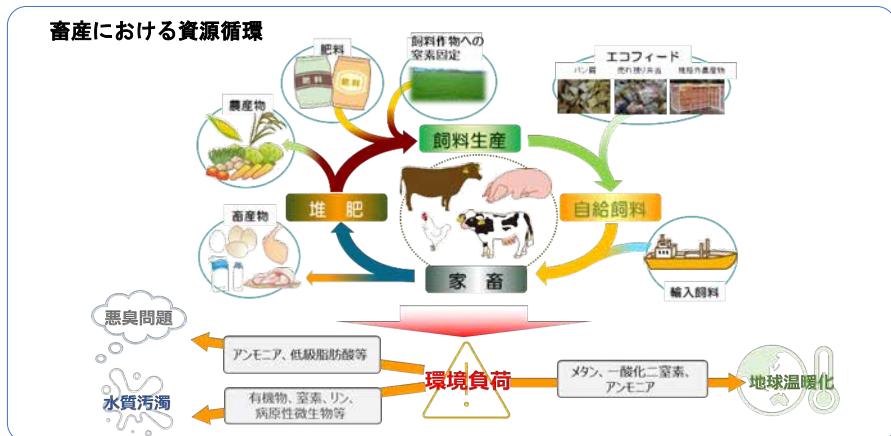
- 知っている □ なんとなく知っている  
□ 名前は聞いたことがあるが、どのようなものか知らない  
■ 聞いたことない



資料：農林水産省「『アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針』に関する生産現場における取組状況について(令和6年度に実施した本格調査の結果)」をもとに作成。

# 家畜排せつ物の利用の推進

- 家畜排せつ物は、廃棄物処理法に基づき、事業者である畜産農家が、自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。適切に処理されないと、水質汚濁、悪臭、廃棄物問題、地球温暖化等の原因になり得る。
- 家畜排せつ物は、年間約8,000万t発生しており、堆肥等として農地に還元されるなどにより約8割が農業利用されている。
- 令和3年に策定された「みどりの食料システム戦略」に基づき、堆肥利用により2050年までに化学肥料の使用量の30%低減の実現を目指すこととしており、耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化やペレット化を推進。



資料：畜産統計（令和7年）、家畜排せつ物管理方法等実態調査（令和6年）等に基づき畜産振興課が推計。  
注）四捨五入の関係で内訳と計は一致しない。

# 畜産分野の脱炭素化への取組

## 新たな地球温暖化対策計画における畜産分野の目標と主な削減手法

- 本年2月、新たな地球温暖化対策計画を策定。日本は2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、GHGを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することとした。
- 今般、畜産分野では初めてとなるGHG排出削減目標を策定し、その達成に向けて対策を進めていく。

### 地球温暖化対策計画における畜産分野での排出削減目標と対策内容

目標	2030年度	2035年度	2040年度
メタン	22万t-CO <sub>2</sub>	57万t-CO <sub>2</sub>	154万t-CO <sub>2</sub>
一酸化二窒素	7万t-CO <sub>2</sub>	20万t-CO <sub>2</sub>	49万t-CO <sub>2</sub>
合計	29万t-CO <sub>2</sub>	77万t-CO <sub>2</sub>	203万t-CO <sub>2</sub>

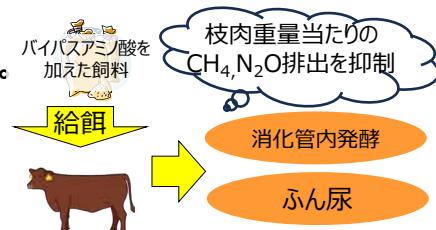
#### アミノ酸バランス改善飼料の給与

- ▶ 家畜排せつ物管理から排出される一酸化二窒素を削減します。



#### 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与

- ▶ 成長促進により、畜産物当たりのメタン、一酸化二窒素を抑制します。



#### 家畜排せつ物の管理方法の変更

- ▶ 家畜排せつ物管理から排出されるメタン、一酸化二窒素を削減します。



#### GHG削減に資する飼料添加物を含む飼料の給与

- ▶ 家畜の消化管から排出されるメタン(ゲップ)を削減します。



※ GHG削減効果や安全性が認められた飼料添加物「3-ニトロオキシプロパノール（3NOP）」及び「カシューナッツ殻液」が活用できます。

# 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の概要

- 家畜遺伝資源<sup>(※)</sup>である和牛の精液・受精卵について、不正な取得等を防止し、生産事業者の利益を保護する制度を創設。（令和2年10月施行）

(※) 家畜改良増殖法で指定された特定家畜人工授精用精液等で、**契約その他により使用者・使用目的に関する制限を明示したもの。**

## 1 不正競争の定義

- ✓ 家畜遺伝資源である和牛の精液・受精卵について、以下の不正取得等の行為を不正競争行為として定義

- ① 詐欺・窃盗により取得、譲渡等することや、他人から預かったものを不正に取得、使用、譲渡等すること
- ② 契約に違反して使用、譲渡等すること
- ③ ①、②により生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等すること
- ④ ③により生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵を譲渡等すること
- ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること

## 2 不正競争による損害への救済措置

- ✓ 家畜遺伝資源に係る不正競争行為に関して、契約の当事者ではない第三者に対しても、差止請求、損害賠償請求が可能
- ✓ 損害賠償請求における損害額の推定方法、裁判所による信用回復命令について措置

## 3 罰則の導入

- ✓ 悪質性の高い不正行為（窃取等による取得等）については、重い罰則を適用

- 個人 10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（併科あり）
- 法人 3億円以下の罰金

- 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年10月施行）附則第三条

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 1. 家畜遺伝資源

- 1 未受精卵は、技術的・時間的な制約があるため、そのものが輻輳と流通するリスクは低く、法律に位置づけるような状況の変化はない。
- 2 和牛受精卵の需要が増加する局面では、未受精卵の流通が増加する可能性があるため、**体外受精卵の生産を行う家畜人工授精所等に対して、立入検査等を通じて未受精卵の管理の徹底を図るとともに、生産と流通の実態を把握する必要。**
- 3 未受精卵の取扱いに係る技術の向上は日進月歩であることから、常に新しい技術の動向を注視する必要。

## 2. 譲渡契約等

- 1 **譲渡契約は、受精卵生産事業者や流通の中間拠点の家畜人工授精所において8割台まで普及しており、確実な家畜遺伝資源の管理・保護のためにはその実施率を100%にする取組が重要。**
- 2 **受精卵の譲渡契約等は、その生産実態から、譲渡契約等の主体となる所有者を明確にして推進する必要。**その際、生産に関与する獣医師、家畜人工授精師の協力を得ながら、立入検査の機会を活用し、推進する必要。
- 3 不正競争行為への抑止力を高めるため、**利用制限が付された家畜遺伝資源であることを流通の各段階において認識できるよう取組を推進するとともに、表示の手法と意義を再周知する必要。**



## 3. 成果冒用行為

R7.6公表

法律の規定を超える成果冒用行為は確認されていないため、現行の規定を維持。

- ① 詐欺等による領得
- ② ①により取得した遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物の譲渡等

## 4. 理解醸成のための方策

- 1 これまでの立入検査において、新規に開設された家畜人工授精所（以下「新規授精所」という。）では「**使用済みの精液証明書の不適切な管理」「譲渡等記録簿等の整備不備**」、受精卵の生産をしている家畜人工授精所では「**譲渡契約の締結等の実施**」が課題であることが判明したことを踏まえ、**今後の立入検査は**
  - ・ **新規授精所**に対し、譲渡等記録簿等の整備状況の確認と「**精液等情報システム**」の利用推進
  - ・ **受精卵生産事業者及び家畜遺伝資源の譲渡実績のある家畜人工授精所**に対し、受精卵の適正な生産と流通の確認と譲渡契約の締結等を推進**することを優先しつつ、速やかに和牛の精液や受精卵を取り扱う畜産農家に対しても立入検査を計画する必要。**
- 2 「**精液等情報システム**」は、操作性等の観点で利用が進んでいないという状況を踏まえ、同システムの課題や改善等を求める意見を踏まえ、**改善方策を検討し、その利用を推進する必要。**